

第3次邑楽町行政改革大綱 総括

1. 第3次邑楽町行政改革大綱の目的

第3次大綱では、人口減少と少子高齢化社会の進行による社会保障費の増大や町の収入の根幹である税収の減少を課題と捉え、施策・事務事業を精査し、改めるべきものは改め、サービスの質を落とすことなく、歳入に見合った行政運営に取り組みます。また、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に適切に対処できる組織づくりとするため、職員の資質向上や窓口サービスの向上など、体制の整備にも取り組みます。

2. 実施期間

平成25年度から平成27年度まで（3年間）

3. 推進組織

行政改革大綱の推進及び管理は、邑楽町行政改革推進本部設置要綱に基づき、町長を本部長とした庁内組織である「邑楽町行政改革推進本部」が行いました。また、町民意見を反映させるため、邑楽町行政改革懇談会設置要綱に基づき、町内の代表者から成る「邑楽町行政改革懇談会」を設置し助言を受けました。

4. 第3次邑楽町行政改革大綱の基本方針と改革項目

第3次大綱では、以下の基本方針の下、28の改革項目ごとに実施計画を策定し、行政改革に取り組みました。

基本方針	改革項目
1 効率的・効果的な行政運営の推進	補助金の見直し
	基幹系業務システム(G.Be_U)導入
	可燃ごみ処理施設の広域化
	国民健康保険事業の広域化の検討
	水道事業の広域化
	事務の一元管理の検討
	新電力の導入
	郵送料、電話料、電気料等の縮減
	収納率向上の取組強化
	各種使用料の見直しの検討
	普通財産の売却、貸し付けの検討
	企業誘致等の推進
	民間委託の推進

	指定管理者制度の推進
	幼稚園・保育所の施設共用の検討
	公民館類似施設の統廃合の検討
	主催事業の効率化、施設管理の整理統合
	中央公民館の需要分析・検討
2 行政サービスの向上	電子申請システムの見直し
	町民アンケート調査の検討
	窓口・電話対応時の接遇の向上
3 組織機構の見直しと定員管理	機構改革の実施
	定員管理の適正化
4 人材の育成	効果的な職員研修の実施
	自主研修グループの育成
	人事評価制度の実施
5 協働のまちづくりの推進	まちづくり活動を行う団体への支援
	パブリックコメント制度の導入

5. 改革項目の実施状況について

第3次大綱の改革項目については、全28項目中「達成できた」が10項目（35.7%）、「概ね達成できた」が16項目（57.1%）、「一部達成できた」が1項目（3.6%）、「達成できなかった」が1項目（3.6%）となりました。

総合評価	基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4	基本方針 5	計	全項目
A達成できた	7	1	0	1	1	10	/28
B概ね達成	10	2	2	2	0	16	
C一部達成	1	0	0	0	0	1	
D未達成	0	0	0	0	1	1	

「達成できた」「概ね達成できた」を合わせると、92.8%を占め、高い実施率となったことがうかがえます。しかし、「一部達成できた」「達成できなかった」項目もあり、今後はより計画性を持った改革が必要です。また、より具体的な改革項目を示し、行政改革に直結する内容を目標としていくことが重要です。

6. 改革項目と実施内容まとめ

1 効率的・効果的な行政運営の推進

厳しい財政状況、地方分権の進展等、社会情勢の変化をふまえ、施策・事務事業の点検を行い、効率化・重点化を図りました。町の役割とあり方を改めて整理し、地域の実情に合った効果的な行政運営を行いました。

基本方針	改革項目	実施内容
1 効率的・効果的な行政運営の推進	補助金の見直し	・補助金審査委員会を立ち上げ、補助金の見直しを実施した。
	基幹系業務システム(G.Be_U)導入	・基幹系業務システム(G.Be_U)を導入し、業務の効率化を図った。
	可燃ごみ処理施設の広域化	・平成33年の新焼却施設稼働に向け、施設建設の協議を重ねた。
	国民健康保険事業の広域化の検討	・平成30年国民健康保険広域化に向けた事務の共通化・平準化を図った。
	水道事業の広域化	・群馬東部水道企業団として水道事業の広域化(上水道)を実現し、施設維持管理・更新の効率性を図った。
	事務の一元管理の検討	・社会教育施設の契約や支払事務の一元化は、課題が多いとの結論になり、見送りを決定。 ・金額の大きな備品購入については可能な限り実施する方針を確認し、AED の購入では他部署と一括して入札を行った。
	新電力の導入	・新電力を導入し、経費節減を図った。
	郵送料、電話料、電気料等の縮減	・経費節減については、主だった注意事項をまとめると共に各利用団体への周知について職員で意思統一した。 ・経費削減モデル事業は、公民館が事務局となっている団体で、比較的若い世代が中心となっているグループから試験的に取り組んだ。
	収納率向上の取組強化	・催告や差押えなどを実施し、状況に応じて納税相談を行うことにより収納率の上昇が図れた。
	各種使用料の見直しの検討	・「使用料基本方針」について庁内協議を進めるとともに、生涯学習課にてプロジェクトチームを結成し、全 11 回の協議を開催し検討を進めた。
普通財産の売却、貸し付けの検討	・公共施設跡地を入札による売却を実施した。	
企業誘致等の推進	・鞍掛第3工業団地の企業誘致が完了した。平成 27 年度、新たな工業団地造成の候補地を県に報告した。	

	民間委託の推進	・町内全小中学校にALT(外国語指導助手)を配置するため、民間委託により効率的な人員確保を図った。
	指定管理者制度の推進	・従前から指定管理を実施している4施設については、継続。しかし、他の施設に関しては指定管理の導入にはいたっていないが、他市町村の事例等を収集し研究検討を行った。
	幼稚園・保育所の施設共用の検討	・平成30年度の認定こども園への移行準備として、高島幼稚園と北保育園を施設共用できる造りとした。
	公民館類似施設の統廃合の検討	・中央公民館(仮)建設に伴い、既存公民館等の職員配置や施設利用について検討を行った。
	主催事業の効率化、施設管理の整理統合	・公民館長打合せ会議とともに、社会教育施設打合せ会議を立ち上げ、既存施設の活用方法や事業の整理統合のあり方について利用者との協議を重ねた。
	中央公民館の需要分析・検討	・開館に向けた準備事業の構想や講師との調整を図った。

2 行政サービスの向上

情報通信技術を活用し、手続きの簡素化について検討しました。また、町は住民に一番身近な行政組織であることを十分認識し、常に住民目線で住民のニーズや要望の把握に努めました。

全庁を挙げて住民本位で質の高い住民サービスの提供を行い、住民満足度の向上に努めました。また、最も基本的で重要な課題である窓口や電話での対応では、接遇マニュアル等を参考に、常に適切な対応を徹底して接遇の向上を図りました。

基本方針	改革項目	実施内容
2 行政サービスの向上	電子申請システムの見直し	・事務効率性や費用対効果の観点から、ぐんま電子申請等受付システムから脱退(邑楽郡全町)した。
	町民アンケート調査の検討	・町民アンケートを実施し、第六次総合計画に町民意見を反映した。
	窓口・電話対応時の接遇の向上	・新入職員に接遇研修を開催した。 ・社会教育施設利用者協議会との協議の場を設け、職員の夜間当番を施行し利便性

		の向上を図った。
--	--	----------

3 組織機構の見直しと定員管理

組織機構の見直しを実施することで、人件費の抑制を行いつつ社会情勢の変化や施策・事務事業の重要課題へ柔軟な対応ができる組織機構の構築を行いました。

また、今後数年間で大量の定年退職者が発生することを踏まえ、住民サービスが低下することのないよう適正な定員管理を行いました。

基本方針	改革項目	実施内容
3 組織機構の見直しと定員管理	機構改革の実施	・時代に合った機構改革や広域化に伴う組織編入を行い、サービスの向上を図った。
	定員管理の適正化	・再任用職員手続きの改善を行い、定員管理の適正化を図った。

4 人材の育成

全ての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する自覚を持ち、常に向上心を持って職務に取り組めるよう環境整備を行いました。

基本方針	改革項目	実施内容
4 人材の育成	効果的な職員研修の実施	・毎年度、邑楽町職員研修計画を策定し、効率的で内容の濃い研修を実施した。 ・群馬県へ職員を派遣し、職員の資質・能力向上を図った。
	自主研修グループの育成	・自主研修グループ育成制度策定の検討を行った。
	人事評価制度の実施	・人事評価制度の全職員への施行を実施し、職員の意識改革による組織の活性化を図った。

5 協働のまちづくりの推進

住民の多様な発想と工夫を活用して地域活性化を促進し、行政と住民の相互連携を強めていくために、地域活性化に取り組む団体の支援や育成を推進しました。

基本方針	改革項目	実施内容
5 協働のまちづくりの推進	まちづくり活動を行う団体への支援	・協働のまちづくり事業を実施、また、扱いやすい制度へ見直しを行ったところ、予定より多くの町民団体からの申請があり、本町の

		コミュニティの向上につながった。
	パブリックコメント制度の導入	・パブリックコメント制度を導入し、町政運営に町民の意見がより反映されやすくなった。

7. 次計画への反映について

平成 25 年度から平成 27 年度に実施された第 3 次大綱では、厳しい財政状況の下、時代の変化に柔軟に対応した行財政運営を進めるべく、5 つの基本方針を掲げ事務事業の見直しなどの改革項目に取り組んできました。この取組により、本町の行政運営を推進するうえで早急に実行すべき事項について一定の成果をあげることができました。

本町では、さらに深刻化する人口減少や少子高齢化社会に対応するため、第 3 次大綱の基本方針について社会情勢や第六次総合計画に準じた内容の一部変更して、次期大綱のなかでも継続して推進していくこととします。